

事務連絡
令和3年1月5日

一般社団法人全国建設業協会
事業部 御中

環境省環境再生・資源循環局
放射性物質汚染対処技術担当参事官室

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について

環境省の標記基準につきまして、令和3年1月5日付けで改正しましたので、お知らせいたします。

このことについて、適宜、関係会員企業への情報提供等を頂きますようお願い申し上げます。

【参考】

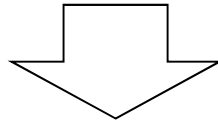
○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について（環境
会発第 080620002 号 平成 20 年 6 月 20 日、最新改正 令和 3 年 1 月 5
日） 改正箇所抜粋

（改正前）

7. 別表 2 関係

（7）業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第 16 号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

- ア. 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、当該部局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ. 自発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合



（改正後）

7. 別表 2 関係

（7）業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第 16 号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

- ア. 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、当該部局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ. 自発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延、又は、受注者と下請負人等の間での社会通念上相当と認められる程度を越えた行為が明らかとなった場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合